

青梅市教育大綱

平成 29 年 3 月

青 梅 市

青梅市教育大綱について

1 趣旨

青梅市教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定にもとづき「青梅市総合教育会議」における協議を踏まえ策定いたしました。

本市の実情に応じ、青梅市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。

2 大綱策定の考え方

本市における教育大綱に密接に関連するものとして「第6次青梅市総合長期計画」と「青梅市教育委員会の教育施策」があります。

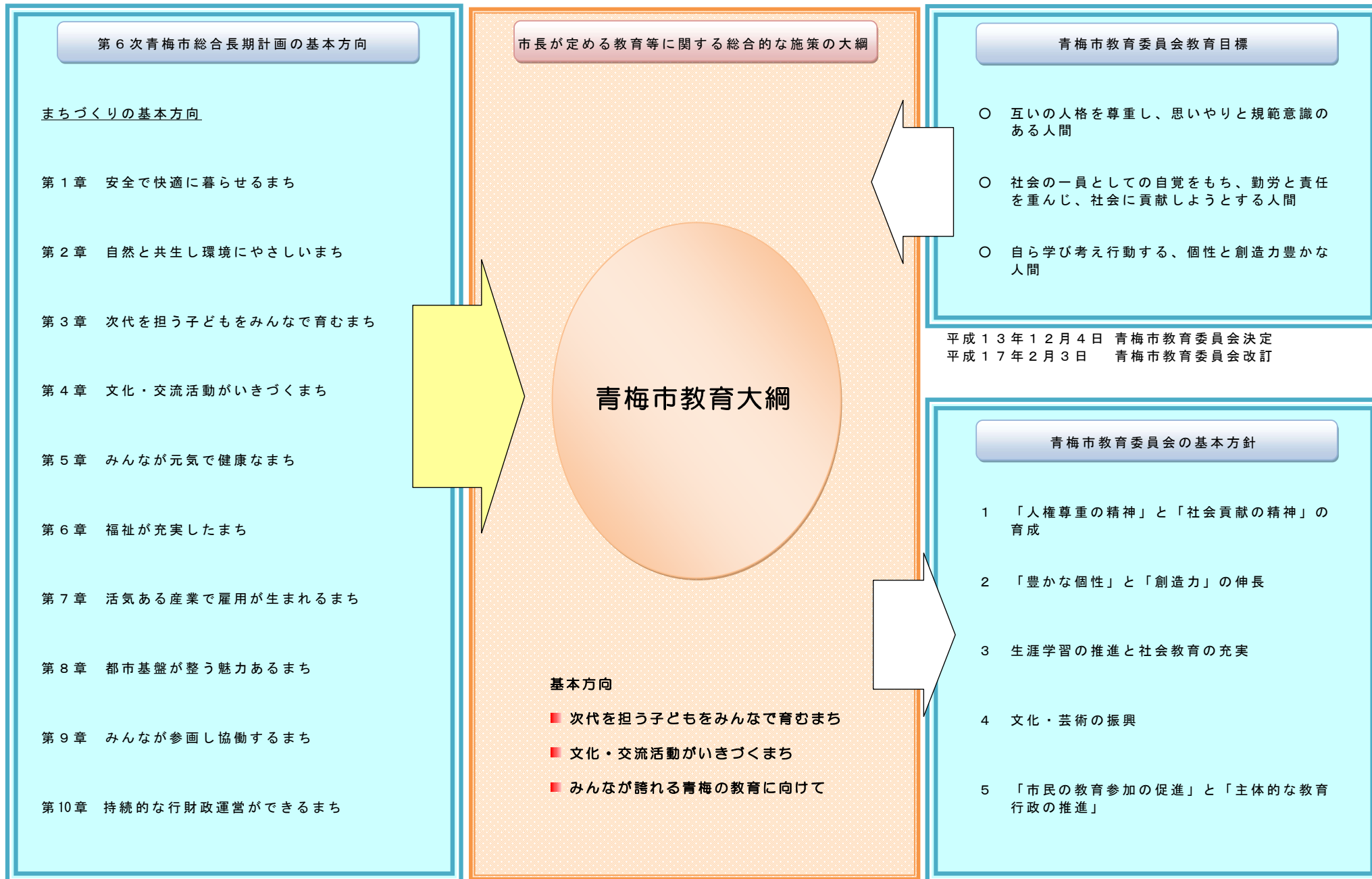
「第6次青梅市総合長期計画」は、3つの基本理念「(1)豊かな自然環境の中で快適で文化的なくらしができるまち、(2)人と人の心のふれあいがあるまち、(3)安全で安心して暮らせるまち」のもと10年後のまちの将来像「みどりと清流、歴史と文化、ふれあいと活力のまち 青梅」を描き本市が進むべき方向性を定めたあらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、総合的なまちづくりの指針となるものです。「青梅市教育委員会の教育施策」は、総合長期計画の考え方を踏まえ、教育分野における主な教育施策を取りまとめたものです。

このことから、本市では「第6次青梅市総合長期計画」の教育に深く関連する施策分野の基本方針、基本施策をもって「青梅市教育大綱」と位置づけます。

3 基本方向

「第6次青梅市総合長期計画」が定める10のまちづくりの基本方向のうち、「第3章次代を担う子どもをみんなで育むまち」と「第4章文化・交流活動がいきづくまち」およびそれ以外の章における教育大綱へ位置づけるべき施策分野、基本施策を「みんなが誇れる青梅の教育に向けて」としてまとめ、「青梅市教育大綱」といたします。

「第6次青梅市総合長期計画」および「青梅市教育委員会の教育施策」の相関関係図



第6次青梅市総合長期計画の基本方向

まちづくりの基本方向

- 第1章 安全で快適に暮らせるまち
- 第2章 自然と共生し環境にやさしいまち
- 第3章 次代を担う子どもをみんなで育むまち
- 第4章 文化・交流活動がいきづくまち
- 第5章 みんなが元気で健康なまち
- 第6章 福祉が充実したまち
- 第7章 活気ある産業で雇用が生まれるまち
- 第8章 都市基盤が整う魅力あるまち
- 第9章 みんなが参画し協働するまち
- 第10章 持続的な行財政運営ができるまち

市長が定める教育等に関する総合的な施策の大綱

青梅市教育大綱

基本方向

- 次代を担う子どもをみんなで育むまち
- 文化・交流活動がいきづくまち
- みんなが誇れる青梅の教育に向けて

青梅市教育委員会教育目標

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 社会の一員としての自覚をもち、勤労と責任を重んじ、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

平成13年12月4日 青梅市教育委員会決定
平成17年2月3日 青梅市教育委員会改訂

青梅市教育委員会の基本方針

- 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成
- 2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長
- 3 生涯学習の推進と社会教育の充実
- 4 文化・芸術の振興
- 5 「市民の教育参加の促進」と「主体的な教育行政の推進」

平成24年11月29日 青梅市議会可決
平成28年12月6日 青梅市議会可決

市長が策定

◎基本方向 次代を担う子どもをみんなで育むまち

○施策分野 子育て支援

【基本方針】

全ての子どもたちが健やかに、伸びやかに育つことができ、親も子育ての喜びを感じることができ、社会の実現を目指し、多様な子育て支援サービスや保育サービスを提供するとともに、幼稚園教育を推進します。

また、子どもたちが様々な人と出会い、ふれあうことのできる多世代・異年齢交流を推進し、社会全体で子どもと親の育ちを支え、安心して出産・子育てができるまちづくりを進めます。

【基本施策】

(1) 安心して出産・子育てができる環境づくりの推進

「青梅市子ども・子育て支援事業計画」等にもとづき、子育て世代が、安心して出産・子育てができる環境づくりを進め、妊娠・出産・子育てなど、それぞれの場面に応じた切れ目ない支援を展開します。

また、子育て支援センターや市民センター、地域の自治会館等の既存施設を活用するとともに、地域人材や子育てサークル、子育て支援グループ等の参画による地域における顔の見える関係づくりを促進し、親子や保護者同士、多世代・異年齢交流の場を創出します。

(2) 子育て支援の充実

ファミリー・サポート・センター事業、乳幼児ショートステイ事業や育児支援ヘルパー事業、こんにちは赤ちゃん事業等を推進します。

子ども家庭支援センター事業を推進するとともに、関係機関が連携し児童虐待の防止、早期発見と適正な対応を図ります。

さらに、広報紙やホームページなどで、医療費助成や児童手当などの支援制度の周知を図るとともに、子育てに関する情報を積極的に提供します。

(3) 保育サービスの充実

認可保育所の施設整備をはじめ、一時預かり事業や延長保育事業などの保育サービスの充実を促進するほか、低年齢児の待機児童を解消するため、施設整備による定員増、家庭的保育、小規模保育などの充実を図ります。

学童保育所については、既存施設の活用等により障害のある児童を含む待機児童の解消および夏休み期間における入所の拡大を図るとともに、放課後子ども教室との連携を強化します。

(4) 幼稚園教育の推進

幼児教育の充実を図るとともに、より良い環境のもとで幼稚園教育を展開するため、私立幼稚園等への支援に努めます。

(5) 子どもの安全・安心な居場所づくり

地域や関係団体、ボランティアと連携し、市民センター、地域の自治会館、公園や広場、学校の校庭や既存施設などを利用した、全ての子どもたちが身近で安全に遊べる場や安心できる居場所の確保を図ります。

また、児童遊園の遊具の点検・整備や身近な自然とふれあえる魅力ある遊び環境づくりを進めます。

○施策分野 家庭教育

【基本方針】

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心のよりどころとなるものです。子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどの基礎を身に付ける役割を果たす家庭教育の向上を目指し、学習機会の提供や啓発活動を推進します。

また、家庭、学校および地域などと連携した子育て環境づくりの支援を図ります。

【基本施策】

(1) 家庭教育への支援

子どもたちの生活習慣の確立に向け、国や東京都と連携して、家庭教育に関する啓発事業の推進を図ります。

また、家庭の教育力の向上のため、家庭、学校、地域および関係機関との連携・協力を推進するとともに、講演会や相談会の開催など家庭教育への支援に努めます。

(2) 幼児期の教育支援

小学校入学前の幼児と親を対象に、親子がふれあい、子どもの成長を実感できる機会として幼児教育事業を実施するなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育支援を推進します。

また、幼児教育事業などの交流の場を通じた保護者同士のネットワークづくりを促進します。

○施策分野 学校教育

【基本方針】

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、郷土を愛する人間性豊かな市民として成長することを目指し、教職員の資質・能力の向上や基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るとともに、家庭・学校・地域が連携し、青梅の伝統や文化を生かした地域に根ざした教育を推進します。

また、小・中学校の9年間を通じた一貫性のある切れ目のない教育を推進し、児童・生徒間の多様な関わり合いの中で豊かな人間性や社会性を育む教育を目指します。

さらに、安全・安心で地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、少子化による児童・生徒数の動向を踏まえ、学校規模の適正化を検討します。

【基本施策】

(1) 学力・体力の向上

わかる授業・魅力ある授業を通して、児童・生徒の学習意欲を高め、家庭学習の援助の手立てを工夫し、学力の向上を図ります。

また、サタデースクール、放課後学習などの充実を図ります。

郷土愛を育むとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着・向上に向けて、個に応じた指導の充実を図ります。

小規模特認校による特色ある教育の充実を図ります。

また、自然や歴史・文化などの豊かな地域資源、地域経済を支える活気ある産業、にぎわいを創出するまちの魅力、地域の活力となる住民の交流など子どもを取り巻く多様な環境にふれることで、ボランティア意識の醸成、まちづくりに対する親しみや郷土意識の向上を図ります。

義務教育の9年間を通して継続的で一貫性のある指導を行う小・中学校一貫教育の推進を図ります。

小・中学校・高等学校との連携を図りながら、青梅の特性を生かした自然体験学習に取り組み、豊かな自然に親しみながら生きる力を育む教育の充実を図ります。

情報教育、国際理解教育、環境教育、防災教育、社会的・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度を育むためのキャリア教育、グローバル化に対応した新たな英語教育、主権者教育など社会変化に対応した教育の充実を図るとともに、様々な人々との関わりを通じたコミュニケーション能力の育成を図ります。

学校教育の一層の質的向上を図るため、自主的・自立的な学校経営への支援体制の充実を図ります。

また、授業や部活動、体力向上月間の検討などを通してスポーツに親しむ習慣を養うとともに、児童・生徒の体力の向上を図る取組を進めます。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてオリンピック・パラリンピック教育を推進します。

(2) 心の教育の推進

学校における人権教育・道徳教育等を通じて、あらゆる偏見や差別をなくし、人間尊重や公共の精神、伝統・文化を尊重する「心の教育」を推進します。

また、いじめの根絶に向け「青梅市いじめの防止に関する条例」等にもとづき、いじめへの対処・未然防止・早期発見を強化するとともに、不登校などの多様な教育課題に対応するため、教育相談所、適応指導教室の充実など、教育相談体制・不登校対策の充実を図ります。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、学校支援体制や相談環境の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の推進

発達障害を含め障害のある児童・生徒一人ひとりの能力を伸張するため、家庭・学校・地域の連携および都立特別支援学校など関係機関との密接な連携のもと、乳幼児から学校卒業後までのライフステージを見通した特別支援教育に取り組みます。

また、支援を必要とする児童・生徒の動向に対応して、特別支援学級設置校の拡充と全ての小・中学校への特別支援教室の設置を推進します。

(4) 教育環境の充実

家庭・学校・地域が連携した教育の推進に向けて、PTA活動や学校運営連絡協議会の活動を充実し、積極的な情報提供のもとに、学校運営への市民参画を促進します。

教育効果を高めるための教材・教具の整備とともに、子どもたちの情報活用能力を育成し、校務の情報化を推進するため、学校におけるICT（情報通信技術）環境の整備を図ります。

(5) 教職員の資質・能力の向上

教職員の校内研修の充実と各種研修への積極的な参加を進め、教職員の資質・能力の向上を図ります。

また、教職員による体罰等の服務事故を防止するための研修等の充実を図ります。

(6) 施設の整備・活用

老朽化への対応や安全管理の充実等を考慮し、学校施設の改修を計画的に推進するとともに、少子化による児童・生徒数の減少、少人数指導の実施および少人数学級への動向などを踏まえた学校規模の適正化と余裕教室の活用を図ります。

また、屋内運動場や校庭などの学校施設の開放を推進するとともに、既存施設の有効活用を図ります。

(7) 学校給食の充実

児童・生徒の健全な発達と健康増進を目指し、米飯給食回数の増加をはじめ、個々食器の導入、地場農産物利用の拡大など、食育の推進や地産地消の視点に立った取組を進めます。

また、学校給食センターの根ヶ布調理場と藤橋調理場の統合を計画的に進め、適正な管理・運営を図ります。

○施策分野 青少年活動

【基本方針】

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域社会の一員として心身共に健やかに成長することを目指し、家庭、学校、地域および関係機関との連携のもと、青少年活動への支援を図ります。

【基本施策】

(1) 青少年の体験活動の充実

多様な体験活動を通して、集団活動における協調性や他人を思いやる心、リーダーとしての資質を養うため、ボランティア活動をはじめ、社会奉仕体験活動、自然体験活動など青少年の成長段階に応じた様々な体験活動ができる場や機会の提供に努めます。

(2) 青少年リーダーの育成

青少年委員や学校関係者の協力のもと、青少年リーダー育成研修会や異年齢の団体活動等の体験を通して、青少年リーダーの育成を図ります。

(3) 青少年の健全育成環境の確保

家庭、学校、地域社会、関係機関および行政による相互の連携・協力による育成支援ネットワークづくりを推進し、青少年健全育成環境の充実に努めます。

また、青梅警察署や関係団体との連携のもと、非行の防止や補導、パトロール、有害環境の浄化などの各種の活動を支援・促進し、関係機関・団体を中心とした健全な社会環境づくりを進めます。

◎基本方向 文化・交流活動がいきづくまち

○施策分野 生涯学習

【基本方針】

市民が生涯を通じ、主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができる「ともに学んで生きるまち」の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でもが学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映される生涯学習の推進を図ります。

また、学習成果の総合的な発表の場や生涯学習の基盤となる施設の整備を図ります。

【基本施策】

(1) 生涯学習推進体制の整備

「青梅市生涯学習推進計画」にもとづき、市民の主体的な学習活動の支援に向け関連機関・諸団体との連携を図り、市民の生涯学習を総合的・広域的に支援し、市民との連携により生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

生涯学習活動を支援する各分野の講師や指導者の発掘に努め、特に、多様な知識・技能を持つ団塊の世代の参加を促進するなど生涯学習人材登録制度の充実を図ります。

また、学習活動団体相互の交流や活動の支援を図るとともに、自立的な活動を行う団体・グループの育成に努めます。

さらに、インターネットの活用をはじめ、様々な媒体を利用した生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。

(2) 生涯学習の環境整備

生涯学習機会の充実を図るために、学習情報・機会の提供や地域の生涯学習拠点としての市民センターや図書館機能の充実と利用促進、学習要望の把握、学習成果の発表の場として生涯学習イベントの開催など、学習環境の整備に努めます。

また、市民一人ひとりが生涯にわたり学習することができる各種講座、講演会等を実施するとともに、市民の要望に応じて職員などを講師として派遣する「生涯学習まちづくり出前講座」を実施します。

さらに、市民の学習成果が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流が新たな学習や多様な地域活動に展開していく循環型の生涯学習を進めます。

○施策分野 歴史・文化・芸術

【基本方針】

市民一人ひとりが自らの暮らすまちの歴史や文化を理解し、郷土を愛し、誇りをもって生活することができる心豊かな文化の香り高いまちを目指し、地域の文化財の保護・保存に努めるとともに、優れた文化・芸術や貴重な文化財を通じ、市民誰もが参加し触れることができる機会の充実を図ります。

また、文化芸術活動の拠点となる施設の整備を図ります。

【基本施策】

(1) 文化遺産の魅力を生かしたまちづくりの推進

指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財についても、調査・研究に努めます。

さらに、文化財ボランティアなど、市民と行政が一体となった文化財の保存・活用に取り組み、文化遺産の魅力を生かしたまちづくりを推進します。

(2) アートによるまちづくりの推進

アート関連団体、青梅商工会議所、青梅市観光協会との連携を強化し、文化、教育、観光の振興に向け、市内の美術関連の地域資源を活用したアートによるまちづくりを推進します。

また、東京都内から優れた新人画家発掘を目指す公募展「ビエンナーレOME」を継続して実施するなど、芸術活動の支援を図ります。

さらに、市内各所にアート関連の作品を点在させ、街中の回遊性向上と各施設の利用者増加を図ります。

また、市民・関係団体と連携し、文化施設における協働事業の開催を図ります。

(3) 市民文化・芸術活動の振興

青梅市文化団体連盟をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者の育成・確保を進め、市民の自主的な文化芸術活動の一層の活性化を促進します。

また、総合文化祭をはじめ、コンサート、各種講演会などの文化行事の企画、開催および内容の充実など、多様な文化・芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する場づくりや機会の充実に努めます。

(4) 文化芸術活動拠点施設のあり方の再構築

市民会館、郷土博物館、美術館など文化芸術活動拠点の老朽化等に対応するため、新たな文化芸術活動の拠点施設となり、様々な機能を有する複合施設としての新生涯学習施設と市民ホールの建設を検討するなど文化芸術施設全体のあり方を再構築します。

また、東部地区における東京都立の文化施設の設置促進について、引き続き東京都へ要請します。

○施策分野 図書館

【基本方針】

図書館は幅広い分野の図書や視聴覚資料等の収集・整理・保存を行い、市民が必要とする様々な資料や情報を提供することにより、生涯学習をはじめとする情報交流拠点施設として、利用者に応じたサービスを提供します。

また、本市の歴史を未来に伝えるため、地域資料や行政資料の収集等に努めます。

さらに、中央図書館と分館との役割を明確化し一体的な運用を図るとともに、特色のある図書館づくりを推進します。

【基本施策】

(1) 図書館資料の充実

子どもから高齢者まで誰でも利用できる図書館を目指し、幅広い分野の図書や視聴覚資料、電子資料等の充実を図ります。

また、本市に関する地域資料・行政資料の充実を積極的に図ります。

(2) 図書館サービスの充実

必要な情報・資料などを求める市民に対して、レファレンスサービスなどを通し適切な資料や情報を提供します。

また、図書館が市民にとってより身近な施設となるように講演会や講座を開催するとともに、情報発信機能の充実を図ります。

さらに、デージー図書（デジタル録音図書）や大活字本、対面朗読サービスの実施など、読書活動の支援を充実し、図書館の利用に障害のある方に対するきめ細かなサービスの提供を通して魅力ある図書館を目指します。

(3) 子どもの読書活動の支援

「青梅市子ども読書活動推進計画」にもとづき、子どもたちに本との出会いを提供するとともに、講座の実施やブックリストの配布などの取組を進め、家庭、学校および地域などが協力し、多様な読書体験を通して読書の楽しさや素晴らしさを実感できるよう、読書環境の充実を図ります。

(4) 図書館ネットワークの充実

中央図書館およびネットワークで結ばれた分館を地域の拠点として充実を図ります。また、インターネットなどの情報通信の活用を図るとともに、市内小・中学校図書館との連携を推進します。

(5) 運営方法等の検討

図書館の管理運営体制については、指定管理者制度による開館サービスの更なる向上や、特色ある分館づくりを推進します。

○施策分野 スポーツ・レクリエーション

【基本方針】

「スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができるまち」の実現を目指し、スポーツ・レクリエーションの活動の機会や場所を提供することにより、市民の健康維持・増進に努めます。

また、既存体育施設のあり方について検討するとともに、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、各体育施設の適切な運営や維持管理に努めることにより、スポーツの推進を図ります。

【基本施策】

(1) 青梅市スポーツ推進計画の策定と施策の推進

「青梅市スポーツ推進計画」にもとづき、本市の実情に即したスポーツ施策を総合的、計画的に推進します。

また、本市に合った地域スポーツクラブを育成し、市民の自主的・自律的スポーツ活動を推進します。

さらに、市民体育大会など各種大会の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで誰でも楽しめるスポーツイベントや軽スポーツの普及などを進めます。

また、ハイキング、登山、カヌーなどの豊かな自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーションの推進をはじめ、ウォーキング、スイミングなどの有酸素運動の普及、ライフステージに応じたスポーツ活動による健康づくりなど一人ひとりの健康状態に合わせた継続的な運動指導ができる体制づくりを進めます。

(2) 体育施設の整備と管理運営の充実

既存スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の整備・充実に計画的に進めていくとともに、総合体育館等への指定管理者制度の導入の検討など管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

また、学校施設での体育施設開放とともに、民間温水プール開放事業や市内立地の大学・企業等との連携など民間体育施設の利用を図ります。

さらに、西多摩地域等の周辺市町村との体育施設の相互利用等を検討します。

○施策分野 都市間交流

【基本方針】

国際交流・地域間交流を行うことにより、異なった習慣や文化を相互に理解し、相手の立場を認める心が育まれる社会の実現を目指します。

姉妹都市であるドイツ・ボッパルト市との交流を深めていくとともに、市内の国際交流活動を行っている団体を支援することにより、市民が主体となった国際交流の充実を図ります。

また、杉並区をはじめとする多くの自治体との交流を活性化し、青梅の魅力を積極的に発信するなど相互交流の拡大を図ります。

【基本施策】

(1) 国際交流の促進

青少年友好親善使節団の派遣と受入の充実を図り、ドイツ・ボッパルト市との姉妹都市交流を推進するとともに、国際交流を行っている団体の支援を行い、市民主体の国際交流活動を促進します。

また、市内に住んでいる外国人に対し、生活情報や行政情報の提供を行い、住みよい環境づくりに努めるとともに、日本語講座を開催し社会参加を促進します。

さらに、青梅マラソンをはじめ、スポーツ、文化、イベント等を通じた交流に加え、ホストタウン登録など東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした交流活動を促進します。

(2) 地域間交流の促進

交流協定を締結した杉並区との相互交流を充実するとともに、青梅の魅力を発信する地域資源を生かしたイベントの充実や梅サミットなどの地域間交流活動の拡大を図ります。

さらに、杉並区と交流のある自治体との交流や多摩川流域の地域間交流の検討など新たな自治体との交流を推進し、スポーツ、文化、イベントなど様々な機会を通じて交流の輪を広げ、災害時には相互に援助し、自治体間だけではなく市民同士の心がつながり合える交流を目指します。

◎基本方向 みんなが誇れる青梅の教育に向けて

【基本方針】

みんなが誇れる青梅の教育を目指し、次代を担う子どもを育むまちづくりをバランスよく進めます。

【基本施策】

(1) 市民の防災意識高揚に向けた取組の強化

(2) 交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及・啓発

(3) 防犯体制の強化

(4) 生活環境の維持・向上

(5) 循環型社会の推進

(6) 健康づくりの充実

(7) 食育の推進

(8) 福祉意識の向上

(9) 市民活動の活性化促進

(10) 人権啓発活動の充実

(11) 平和意識の高揚

(12) 男女平等参画の推進

青 梅 市 教 育 大 綱

平 成 2 9 年 3 月

発 行 青 梅 市

編 集 青 梅 市 企 画 部 企 画 政 策 課

東 京 都 青 梅 市 東 青 梅 1 - 1 1 - 1

電 話 0 4 2 8 - 2 2 - 1 1 1 1 (代 表)